

令和7年川南町教育委員会第6回定例会会議録

1 日 時 令和7年6月26日（木）午前9時30分～午前10時30分

2 会 場 川南町生涯学習センター2階 教育委員室

3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、本多京子委員、
内倉由美子委員、日高美枝子委員

4 欠席委員

5 関係職員 三好益夫課長、村中田博教育対策監、橋口実課長補佐、
古小路祐一郎指導主事

6 議 事

○教育長

ただ今から令和7年川南町教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより内倉由美子委員を指名します。

○内倉委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しており

ますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。6月の報告事項でございます。主なものを報告します。2日に中学校統合に係るアンケート結果の説明会を開催しました。約50名の参加をいただいております。教育委員の皆様にも参加していただきありがとうございました。いろいろと御意見をいただきましたので、今後行う地区説明会の参考とさせていただきたいと思います。3日、川南小学校の視察訪問。6日から17日にかけて、6月議会勉強会が行われました。16日、川南湿原の除草作業を行いました。同日、ハンドアップマイスターの任命式が山本小学校で行われました。18日、校長の目標設定ミーティングを行いました。20日に多賀小の視察訪問。これで、今年度予定していた5校の視察訪問が終了しました。今後、7月に残り2校の支援訪問を予定しています。夕方、三大開拓地交流事業事前説明会を行いました。今年度は、川南町が受入れとなっています。23日には、学校給食理事会及び学校給食共同調理場運営協議会を開催しております。本日、定例教育委員会。夕方には、児湯地方教育委員会連絡協議会の総会があります。7月の予定となります。2日に通山小学校、14日に国光原中の支援訪問があります。6日には、町PTA研究大会が農村環境改善センターで予定されています。私からは以上です。次に、教育課長お願いします。

○課長

1 番目は、町議会 6 月定例会についてです。6 月 6 日（金）から 17 日（火）の日程で開催されました。教育課関係の補正予算は、小学校プール改修工事設計業務委託 2,000 千円、校内教育支援センター支援員配置事業 2,093 千円、循環型社会を実現する環境教育推進事業 402 千円です。また、教育委員の任命については、全会一致で同意でした。

2 番目は、本三大開拓地交流事業についてです。7 月 29 日（火）から 8 月 1 日（金）に川南町で開催されます。6 月 20 日（金）三大開拓地交流事業事前説明会が開催されました。

3 番目は、川南湿原トンボ観察会についてです。8 月 3 日（日）9 時 30 分から 11 時に開催されます。講師は、宮崎昆虫調査研究会 岩崎郁雄先生です。

以上でございます。

○教育長

次に、教育対策監お願いします。

○教育対策監

よろしくお願いいたします。

去る 6 月 4 日に開催いたしました校長会における協議・連絡事項についてお手元の資料に基づき、5 点、1. 目標設定ミーティングの実施について（2 ページ）、2. 公立学校教職員の人事行政状況等について（3～7 ページ）、3. 生徒指導の徹底について（8～10 ページ）、4. その他の連絡・情報共有事項について（11～18 ページ）5. 年間計画案について（19～20 ページ）、順に説明いたします。

1. 目標設定ミーティングの実施について（2ページ）

まず、資料の2ページを御覧ください。「目標設定ミーティング」の実施内容について、校長会で周知いたしました。このミーティングは、去る6月18日に教育長室にて実施したもので、各校長から、自己評価シートに基づいた今年度の学校経営の目標について説明を受け、意見交換を行いました。学校経営のPDCAサイクルを確立し、組織的な学校運営を推進する重要な機会であったと捉えております。

2. 公立学校教職員の人事行政状況等について（3～7ページ）

次に、3ページから7ページは国が今年3月に公表した「令和5年度 公立学校教職員の人事行政状況調査」に関する資料でございます。校長会ではこの資料を基に、依然として精神疾患による休職者が多い現状や、懲戒処分状況等を共有いたしました。その上で、各学校長に対し、全職員の服務規律の確保を徹底するとともに、業務の平準化や相談体制の充実を図り、教職員が心身ともに健康で勤務できる、良好な職場環境づくりに一層努めるよう依頼したところでございます。

3. 生徒指導の徹底について（8～10ページ）

続いて、8ページから10ページは生徒指導関連について確認した資料でございます。令和4年に改訂された国の「生徒指導提要」の趣旨を踏まえ、児童生徒一人ひとりの人格を尊重した指導を徹底するよう改めて求めました。

特に9・10ページにございます「不適切な指導と考えられ得る例」を示し、いかなる理由があっても体罰や暴言は許されないことを確認しております。また、悩みやいじめ等の早期発見・早期対応、解決に向け、日常的な観察やアンケート調査の実施、そし

て問題発生時の組織的な対応と具体的な記録の徹底を求めました。

4. その他の連絡・情報共有事項について（11～18ページ）

続いて、学校運営を円滑に進めるため、校長会で共有したその他の連絡事項について御報告いたします。まず11ページの「運動会・体育大会当日の連絡体制」についてです。先月もお伝えしましたが、開催判断が難しい天候の際、来賓等への連絡が課題となっておりました。これに対し、各学校が作成する来賓への案内状に「開催の可否などは当日朝6時に各学校のホームページにて御確認ください」との一文を明記するよう依頼し、連絡体制の改善を図りました。

次に12ページにございますように、各種通知や参考資料につきましては、引き続きGoogle Keepにも集約しておりますので、定期的な確認を依頼しました。

また13ページ、14ページは「薬物乱用防止に関する授業内容」と「薬物乱用防止教室」などに関する資料です。各校の過去4年分の実施状況と、今後の予定を一覧にしております。

15ページを御覧ください。6月12日（木）、町内で発生した大型犬の逃走事案におきまして、川南小および国光原中の管理職の皆様には、早朝より迅速かつ適切な御対応をいただきました。午前6時までに私から両校の校長・教頭先生への連絡を終え、午前6時30分には全保護者へのメール配信も完了していただきました。この事案を通じ、緊急時における学校、地域、関係機関との連携の重要性を改めて認識いたしました。

事案は13日（金）、午前8時40分頃に大型犬が保護されたことで収束いたしましたが、今回の経験を踏まえ、今後の連携と対策について確認いたしました。予期せぬ事態に備

え、子どもたちの安全確保と学びの保障のため、引き続き関係機関と密に連携し、必要な対策を講じてまいります。

具体的には、他校との情報共有体制の確立、緊急時の下校対応（下校時刻の繰り上げや集団下校など）、保護者への連絡体制の強化（夜間・早朝を含む緊急時の情報伝達の迅速化）などです。これらの点を踏まえ、より強固な緊急時の対応体制を構築してまいります。

１６ページは高鍋警察署からの注意喚起と学校での対応についてです。今回の事案は、６月１２日（木）午後５時頃、昆沙門地区にお住まいの方から飼われている大型犬が逃げ出したことに始まります。高鍋警察署からの情報では、現在もまだ大型犬は見つかっていない、飼い主の方からは攻撃性はないとの情報でありました。しかし、体が大きいため、もし見つけてもむやみに近づかないよう、児童生徒への指導を改めてお願いいたしました。

１７ページは早朝に依頼することになりましたので、管理職の負担軽減のために保護者の皆様へ配信するメールの例をお示ししました。

次に１８ページを御覧ください。こちらは文部科学省が提供しているサポートマガジン「みるみる」の御紹介です。「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けた具体的な取組が紹介されております。各種情報を共有し、活用を促したところでございます。

５．年間計画について（１９～２０ページ）

次に１９、２０ページは、教育委員の皆様関連および学校管理職関連の年間計画案で

ございます。昨年度の反省、御意見を踏まえ、視察訪問は年度当初の6月までに終えることができました。御出席・御意見などいただき、ありがとうございました。残る支援訪問は2校、来週7月2日（水）の通山小学校と7月14日（月）の国光原中学校です。Googleカレンダーに計画の時間など概要を示し、Teamsで「支援訪問のしおり」をお送りいたします。よろしくお願いいたします。

校長会において、20ページにございます各種会議等の期日を共有し、見通しをもった学校運営を行うようお願いしました。

私からの報告は以上でございます。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○椎木委員

今年度のヤングケアラーの状況が分かれば教えてください。

○教育対策監

毎月、学校から生徒指導状況報告を提出してもらっています。その中に、ヤングケアラーの疑いがあるとして2名があがっています。昨年度と変わらない状況です。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○本多委員

議会一般質問で避雷針のことが出たようですが、具体的な内容を教えてください。

○課長

中瀬議員より質問がありました。町施設の避雷針についてということでしたので、運動公園の野球場に4カ所設置されていること、学校施設には設置されていないことを答弁しました。学校施設に避雷針が設置されていない理由として、建築基準法上では20mを超える建物には設置義務がありますが、町内の学校施設にはそのような建物がないために設置していないこと。しかし、何の対策もしていない訳ではなく、落雷によって全ての電気設備に被害が及ばないように対策していることなどを併せて答弁しました。

○教育長

他に質疑はありませんか。

○椎木委員

三大開拓地交流事業の参加人数を分かれば教えてください。

○課長

十和田市が20名、矢吹町は10名のようです。川南町は、現時点で14名ですが、2名は流動的な状況です。引き続き募集を掛けていきたいと考えております。

○本多委員

本年度は川南町が受け入れるということですが、各家庭にホームステイさせるということでしょうか。

○課長

以前は、ホームステイの受け入れをお願いしていたこともありましたが、近年は、青島青少年自然の家などの施設を利用しています。

○教育長

他に質疑はありませんか。

○内倉委員

中学校で全く学校に登校することが出来ていない生徒の人数が分かれば教えてください。

○指導主事

今年度、4月と5月に一度も学校に来ていない生徒は3名です。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号及び2号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号及び2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第3号は、「川南町立

学校校内教育支援センター設置要綱を定めるについて」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第3号は、川南町立学校校内教育支援センター設置要綱を別紙のとおり定めるものです。この告示は、不登校の兆候がみられる児童生徒及び不登校から学校復帰する段階にある児童生徒に対し学校内で学習支援及び相談支援を行い、不登校の未然防止及び社会的自立に向けた支援の強化充実を図るため、川南町学校校内教育支援センターの設置に関し必要な事項を定めるものです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第3号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第4号は、「川南町教育委員会職員の育児休業の承認について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第4号は、川南町教育委員会職員の育児休業を承認するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第4号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第5号は、「川南町教育委員会会計年度任用職員の病気休暇及び休職について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第5号は、川南町会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第14条及び第18条の規定並びに地方公務員法第28条第2項第1号の規定による病気休暇を承認するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○内倉委員

この方は、初めての病気休暇になりますか。あわせて、病気休暇だけではなく休職になるのは制度上のことですか。

○課長補佐

初めての病気休暇申請となります。会計年度任用職員は、制度上病気休暇が10日間となっておりますので、残りの分を休職としたところです。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第8、議案第1号「スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「スポーツ推進委員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、川南町スポーツ推進委員を次のとおり委嘱するものです。委嘱期間は令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間です。内容は、記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○椎木委員

新規の方はいらっしゃいますか。

○課長補佐

下段２名が新規の方です。

○本多委員

スポーツ推進委員の業務内容を教えてください。

○課長

町民に対して、スポーツの実技指導や啓発、町主催事業への協力などがあります。

例えば、元気っ子子供教室での指導や町ロードレース大会の運営協力などとなります。また、毎月定例会を開催し、情報交換をいただいております。

○本多委員

各種団体が依頼すれば、スポーツの指導に来てくださるのでしょうか。

○課長

推進委員と日程が合えば可能だと思います。文化スポーツ係が窓口となりますので、相談なさってください。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第１号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第１号「スポーツ推進委員の委嘱につい

て」は、原案のとおり可決されました。日程第9、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしくお願いします。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

他になれば次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、7月31日としてよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、7月31日木曜日午前9時半からに決定しました。これで、令和7年第6回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和7年7月31日

川南町教育委員会 教育長

平野 博康

川南町教育委員会 教育委員

内倉 由美子